

第2回 SCS評価制度運営審議委員会 議事要旨

1. 日時

2026年7月8日（水） 10時00分～11時17分

2. 場所

オンライン形式

3. 議題及び議事内容

(1) 関係機関規則類について

- ・ 運営審議委員会第1回の審議対象である基本規程（案）及び制度運営規則類（案）も含めて、委員会における協議内容や指摘を踏まえ修正を行ったうえで、修正後の案を別途委員に共有し、承認を得ることで合意した。
- ・ 委員から頂戴した主なコメントは以下の通り。

[委員会での主な意見]

- 指定基準群、★4 第三者評価ガイド及び★4 技術検証ガイド（実施編）について、運営審議委員会から指定委員会に審議権限を移管すべきである。
- 制度を利用する側の意見を受ける窓口等を設定すべきである。
- 制度の公平性を担保するためには、制度利用者等から意見を収集し、適切に制度へ反映する仕組みづくりが重要である。収集した意見については、運営審議委員会で処理するか、又は処理を行う別の委員会を立ち上げることが考えられる。また、制度のユーザー会を立ち上げ、当該ユーザー会と連携して制度に関する意見を処理することも考えられる。

(2) 指定委員会について

- ・ 指定委員会の議事運営について事務局から説明を行い、方針に異論がないことを確認した。
- ・ 指定委員会の委員召集時期を早め、早急に指定基準群等について審議する方針で合意した。

(3) 評価用ガイドの作成方針について

- ・ 評価用ガイド類として作成を予定している文書のうち、一部の文書について、作成方針を審議した。委員会における協議内容や指摘を踏まえ引き続き作成を進め、作成後の案について第3回運営審議委員会において審議を行うことで決定した。

[作成方針を審議した文書]

- ★3・★4 自己評価等ガイド
- ★4 第三者評価ガイド
- ★4 技術検証ガイド（概要編）

[委員会での主な意見]

- 評価機関による情報漏洩のリスクも踏まえ、第三者評価実施後に評価機関が保管する文書の範囲を整理されたい。
- 本制度で★を取得した企業、及びその取得に際し確認または評価を行った評価機関等に関して、サイバー攻撃による情報漏えい等のインシデントが発生した際の損害賠償等の法的責任について、整理の上適切に周知されたい。
- 公開範囲を限定する必要がある情報を除き、各種文書は原則として一般に公開するよう、各種ガイドの公開範囲を整理されたい。

(以上)